

CONEシンポジウム2024

「自然体験活動の新たな/ これからのリスク」

2024年11月29日(金)
10:30-11:30

早川総合法律事務所 弁護士 早川 修

1

経営難

事業承継

健康問題

労務問題

怪我・事故

ハラスメント

わいせつ

コンプライアンス

多様性・人権

動植物

内部通報

SNS

肖像権

AI

AT

ウィルス

自然災害

環境

戦争

2

セクハラ・わいせつ・DBS

3

第1 セクシュアル・ハラスメント

定義：相手方の意に反する性的言動

● 1970年代のアメリカが発祥

米国において、「職場の上司が部下の女性労働者に対し、雇用維持や昇進の条件として性的関係を求めたり、男性労働者が女性労働者のいやがる性的な写真・ポスター類を職場に掲示したりする行為」が頻発し、女性差別の一態様として問題とされるようになり、sexual harassmentと呼ばれるようになった。裁判例も登場するなどして、セクシュアル・ハラスメントの法理が確立していく。

(菅野和夫・山川隆一著「労働法」第十三版・弘文堂)

4

● 1980年代後半

約10年後，日本でも議論されるようになり，

① 1997年改正

男女雇用機会均等法でセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務

② 2006年改正

事業主の措置義務（相談体制の整備などの措置）に強化された。これを受けて，厚生労働省が指針を出した。

③ 2019年改正

不利益扱いの禁止を定める。

勧告違反に対しては，企業名の公表あり。

5

平成18厚労告615号

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して
雇用管理上講ずべき措置についての指針」

【対価型】 ある職場における労働者などの性的な言動に対する被害者の対応を問題視し，当該被害者が解雇，降格，減給，不利益な配転等の労働条件につき不利益を受けるケース

{性的な言動}

性的事実関係を尋ねる，性的情報の流布，性的関係の強要，腰・胸等に触るなど

【環境型】 職場における性的な言動により労働者の就業環境が害されるケース

{害される}

苦痛，就業意欲の低下，仕事が手につかないなど

- セクハラの実体は，上司や同僚に限らず，取引先，顧客，患者，学校における生徒なども含まれる。
- 言動の相手方（被害者）には同性も含まれる。
- 「職場」は，取引先，飲食店，出張先，車中，職場の延長としての宴会なども含まれる。

6

<事業主が講ずべき措置>

①方針周知

- i) セクシュアル・ハラスメント抑止に関する方針の明確化と
- ii) その周知・啓発（研修）

②相談体制

- 相談に応じ適切に対処するために必要な体制の整備（相談窓口，担当者など）

- ③ 事後の迅速・適切な対応
 - ④ プライバシーの保護
 - ⑤ 不利益扱いの禁止
- ③から④と⑤へ矢印が伸びています。

7

平成15年7月7日 東京地裁判決

【事案】破産会社被告Dに勤務していた原告が，上司であった被告C（編集長）にいわゆるセクハラ行為を受けたとして，編集長に対しては不法行為責任に基づき，会社に対しては使用者責任又は雇用契約上の就業環境調整義務違反に基づき，それぞれ損害賠償等を求めた事案

編集長は，職場での原告の評価の低下を意図し又は認識しながら，「原告が毎晩電話をかけてくる」等の一連の発言をしたものと認められ，これにより原告の名誉感情，プライバシー権その他の人格権を侵害したものと不法行為を構成し，

使用者である会社も，民法715条により，原告が編集長の発言によって受けた損害を賠償する責任を負うとして，100万円の慰謝料を認めた。

（TKC判例データ）

←セクハラだから違法というよりも，司法では，人格権侵害などと構成される。

8

【原告の主張】

編集長は、原告の仕事上の評価の低下を目的として、他の社員及び仕事関係者に対し、下記のとおり吹聴した。これは、事実無根の誹謗中傷であり、会社内外の関係者に原告の私生活ことに異性関係に言及し、それを非難する発言をして原告の名誉を毀損し、原告の仕事上の評価を低下させたものであり、悪質なセクハラ行為である。

<裁判所のセクハラ認定>

- ・ Rに対し、「原告が毎晩電話を架けてくる」「原告はストーカーじゃないか」などと発言した
- ・ Kに対し、原告とFと一緒に飲食していたことを話した上、「二人はできているのかねえ」と発言した、
- ・ Kに対し、原告がMに対し頻繁に相談を持ち掛けていることを話した上、「二人はできているから気をつける」などと発言した、
- ・ Iに対し「著者から出版拒否を言い渡される、原稿を途中で放り出す、しかも試用期間中だろう、普通だったらくびだろう」

などと発言したことが認められる。

9

<会社の責任>

弁論の全趣旨によれば、被告会社は、編集部の職場環境の維持については、編集部員の自主性に委ねていたというのであり、本件各証拠に照らしても、被告会社が被告編集長に対し、事後的に前記承諾書（〈証拠略〉）を提出させた事実はあるものの、被告編集長の職場での人格権侵害等の言動について十分な指導、監督を行っていたとは認められず、被告編集長の選任、監督につき相当の注意をなしたとはいえない。

10

留意点

➤本人に言わなくても、職場や取引先に対する発言であっても、セクハラは成立する。

➤措置：

- ・組織内で、ハラスメントが起きていないかを監視する。
- ・ハラスメントは許さないという会社方針を周知する。
- ・研修を行う。
- ・相談窓口を定めて、通報手順をマニュアル化して周知する。
- ・窓口担当者の研修
- ・実際発生した場合の訓練

11

●NHK WEBニュース 2022年5月27日

「トランスジェンダーの会社員 セクハラなどで元上司と会社提訴」

「男性として生まれ、今は女性として社会生活を送っているトランスジェンダーの会社員が、勤務先で「なぜ女装しているんだ」と言われるなどの性自認に関するハラスメント「SOGIハラ」や、セクハラを受けたとして、元上司と会社に損害賠償を求める訴えを起こしました。……」

「LGBT」とは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとったものである。「LGBT」という言葉を、上記4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いるのが一般的である。

「SOGI」（ソジ）は、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称である。この表現は、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではない。

厚生労働省「職場と性的指向・性自認をめぐる現状」

12

●最高裁判所 令和5年7月11日判決

・本件は、一般職の国家公務員であり、性同一性障害である旨の医師の診断を受けている上告人が、国家公務員法86条の規定により、人事院に対し、職場のトイレの使用等に係る行政措置の要求をしたところ、いずれの要求も認められない旨の判定（以下「本件判定」という。）を受けたことから、被上告人を相手に、本件判定の取消し等を求める事案である。

・上告人は、生物学的な性別は男性であるが、幼少の頃からこのことに強い違和感を抱いていた。上告人は、平成10年頃から女性ホルモンの投与を受けるようになり、同11年頃には性同一性障害である旨の医師の診断を受けた。そして、上告人は、平成18年頃までに、《略》を受けるなどし、同20年頃から女性として私生活を送るようになった。

また、上告人は、平成22年3月頃までには、血液中における男性ホルモンの量が同年代の男性の基準値の下限を大きく下回っており、性衝動に基づく性暴力の可能性が低いと判断される旨の医師の診断を受けていた。なお、上告人は、健康上の理由から性別適合手術を受けていない。

13

上告人は、平成21年7月、上司に対し、自らの性同一性障害について伝え、同年10月、経済産業省の担当職員に対し、女性の服装での勤務や女性トイレの使用等についての要望を伝えた。

これらを受け、平成22年7月14日、経済産業省において、上告人の了承を得て、上告人が執務する部署の職員に対し、上告人の性同一性障害について説明する会（以下「本件説明会」という。）が開かれた。

担当職員は、本件説明会において、上告人が退席した後、上告人が本件庁舎の女性トイレを使用することについて意見を求めたところ、本件執務階の女性トイレを使用することについては、数名の女性職員がその態度から違和感を抱いているように見えた。

そこで、担当職員は、上告人が本件執務階の一つ上の階の女性トイレを使用することについて意見を求めたところ、女性職員1名が日常的に当該女性トイレも使用している旨を述べた。

14

・本件説明会におけるやり取りを踏まえ、経済産業省において、上告人に対し、**本件庁舎のうち本件執務階とその上下の階の女性トイレの使用を認めず、それ以外の階の女性トイレの使用を認める旨の処遇（以下「本件処遇」という。）**を実施することとされた。

(判断)

上告人は、性同一性障害である旨の医師の診断を受けているところ、**本件処遇の下において、自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、本件執務階から離れた階の女性トイレ等を使用せざるを得ないのであり、日常的に相応の不利益を受けている**ということができる。

15

上告人は、健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与や《略》を受けるなどしているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けている。

現に、上告人が本件説明会の後、女性の服装等で勤務し、本件執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはない。

また、本件説明会においては、上告人が本件執務階の女性トイレを使用することについて、担当職員から数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはうかがわれない。

さらに、本件説明会から本件判定に至るまでの約4年10か月の間に、上告人による本件庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない。

16

以上によれば、上告人に対し、本件処遇による上記のような不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかったというべきである。

そうすると、本件判定部分に係る人事院の判断は、**本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、上告人の不利益を不当に軽視するもの**であって、関係者の公平並びに上告人を含む職員の能率の発揮及び増進の見地から判断しなかったものとして、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない。

したがって、本件判定部分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるというべきである。

17

第2 わいせつ

わいせつ：犯罪

- 誤って、胸に手が軽く触れてしまった。
- 良かれと思って、身体に手を添えてしまった。
- その場の雰囲気困って、つい冗談を言ってしまった。

↓

セクハラになったとしても、犯罪ではない。

18

刑法 第176条（不同意わいせつ）

次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、**同意しない意思**を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、**わいせつな行為**をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処する。

- 「わいせつな行為」
=性的な意味を有する行為、すなわち、本人の性的羞恥心の対象となるような行為をいう。
- 一 **暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。**
 - 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
 - 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
 - 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
 - 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
 - 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
 - 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
 - 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 **16歳未満の者**に対し、わいせつな行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。※**年齢差要件**）も、第1項と同様とする。 ※**用いられた手段や同意の有無を問わず成立するという意味**

19

刑法第177条（不同意性交等）

前条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、**同意しない意思**を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、**性交**、肛こう門性交、口腔くう性交又は膣ちつ若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であって**わいせつなもの**（以下この条及び第179条第2項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 **16歳未満の者**に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第1項と同様とする。

20

刑法第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）

わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
- 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
- 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

3 16歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第2号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信すること。

21

Ⅰ痴漢対策についての基礎知識

痴漢は、迷惑防止条例等に抵触する性犯罪です。

また、東京都の痴漢被害実態把握調査では、以下のような被害・迷惑行為を受けた方がいることがわかりました。

このような行為は、個人の尊厳を踏みにじるものであり、決して許されません。

※下記は例示であり、法律や条例の解釈を示したものではありません。

- 着衣の上から身体を触る
- 着衣の下から／直接身体に触る
- 体を密着させる
- 髪を触る
- 身体を露出し、見せる
- 体液をつける・かける
- 着衣を脱がせる、捲る、ボタンやホックを外す、切る、破る
- カバン等の所持品を相手の身体に押し付ける
- 息を吹きかける
- 匂いをかく
- 卑猥な画像を送り付ける・見せる

東京都WEBサイト

22



23

東京都迷惑防止条例：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(粗暴行為(ぐれん隊行為等)の禁止)

第5条 何人も、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

(1) 公共の場所又は公共の乗物において、衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の身体に触れること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること。

●R5.7.13施行 性的姿態等撮影処罰法

24

元大阪●市議に懲役6年 主催した小学生向けキャンプで女児にわいせつ
産経新聞 2023/10/30 18:25

(骨子)

R5.7.13以前

●主催する小学生向けキャンプで、参加していた複数の女児の体を触るなどしたとして、強制わいせつの罪に問われた元大阪府●市議の●被告(55)に大阪地裁●支部は30日、**懲役6年**の判決を言い渡した。

●判決によると、●被告は令和2年4月～3年8月、主催する「けんちゃんキャンプ」に参加していた**10～13歳の女児ら6人の体を触るなど**した。

●保護者らは代理人弁護士を通じ「**証言以外の証拠が乏しく**、報復などを恐れながら被害を訴えた。有罪判決が下り、勇気を出して闘ってよかった」とコメントした。

25

わいせつ事犯 留意点

- 1対1の状況で起きる。
- 就寝中に起きる。
- 被害児童はその場で声をあげない

↓

- 1対1にならない
- 相互の監視体制
 - ノートをつけてもらう
 - 表情の変化などに注意する

26

日本版DBS

イギリスのDBS 「Disclosure and Barring Service（前歴開示・前歴者就業制限機構）」

イギリスの司法省の管轄

18歳未満の子どもに1日2時間以上接する職種



NHK WEBサイトより

27

【日本】

●通称「こども性暴力防止法」

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

●2026年に施行予定

- ・内定者
- ・現職者も対象。ただし、施行後3年以内（認定事業者は1年以内）の確認
- ・ボランティア・業務委託なども含まれる。
- ・情報管理義務→罰則

28

子ども性暴力防止に向けた総合的な対策の推進

○「子ども性暴力防止法」を起点として、子ども家庭庁が中心となり、政府全体・関係業界を挙げて、子ども性暴力防止に向けた**施策を総動員**（法的・予算的措置の両面）。**総合的な対策を推進**。

児童対象性暴力の防止に関する法律案（通称「子ども性暴力防止法」）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等 塾などの民間事業者を含め広く事業者の責務を明確化

- **学校設置者等**：学校、児童福祉施設等のこの法律で義務対象となる事業者
- **民間教育保育等事業者**：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等のこの法律で認定対象となる事業者
- **学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務**
 - ・教員等及び教育保育等従事者による**児童対象性暴力等の防止**に努める
 - ・児童対象性暴力等の**被害児童等を適切に保護**する
- **国の責務**
 - ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な**情報の提供、制度の整備**等の施策を実施

子どもの安全を確保するための措置（学校設置者等、民間教育保育等事業者（認定事業者）） **再犯対策のみならず9割を占める初犯対策・予防策を徹底する。**

初犯対策

- 子どもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
 - ・教員等の**研修**
 - ・危険の早期把握のための児童等との**面談等**
 - ・児童等が**相談を行いやすくするための措置**（相談体制等）
- 被害が疑われる場合の措置
 - ・**調査**
 - ・被害児童の**保護**

再犯対策

- 対象となる**性犯罪前科の有無の確認** 現職者も3年以内確認

性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）**を講じなければならない。

※（3）性犯罪前科有りときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、**防止措置は必須**。
防止措置の内容については、**ガイドライン等**を検討

再犯率（5年以内）9.5%

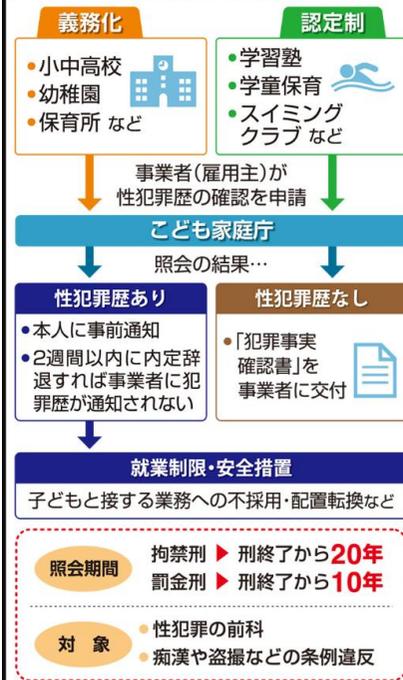
子ども・若者の性被害防止のための総合的対策

- 「子供の性被害防止プラン2022」「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を着実に実行するとともに、政府一丸となり、子ども・若者の性被害防止対策を進めるため、
 - ①加害の防止、②相談・被害申告をしやすくする、③被害者支援、④治療・更生、の4つの観点から、関係府省庁で連携して、取り組むべき総合的な対策を新たにとりまとめ（関係府省庁）

各制度の相互補完

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律又は児童福祉法に基づく児童生徒性暴力等を行った教育職員や保育士の資格管理の厳格化と相まって、効果的に子どもの安全を確保（文科省・子ども家庭庁）

日本版DBSの概要



公明党WEBサイトより

三 学校等における教育及び前二号に掲げる事業のほか、児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの（次項第三号において「民間教育事業」という。）

イ 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること。

ロ 児童等に対して対面による指導を行うものであること。

ハ 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること。

ニ 当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、児童対象性暴力等を防止し及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するための措置を講ずるために必要な人数その他の事情を勘案して政令で定める人数以上であること。

31

■Q どんな制度？

■A 性犯罪歴の確認義務付け刑終了から最長20年照会

公明党WEBサイトより

アスカ どんな制度？

浮島 英国で導入されている制度を参考にしたもので、学校や保育所など子どもと接する事業者には、従業員の性犯罪歴の確認を義務付けています。学習塾や放課後児童クラブ（学童保育）、スイミングクラブなどは、一定の条件を満たせば、制度を利用できる「認定制度」が設けられました。

就労希望者がいれば、事業者はまず、こども家庭庁に性犯罪歴の確認を申請します。性犯罪歴がなければ、それを証明する「犯罪事実確認書」が事業者に交付されます。

一方、犯罪歴があった場合は、事前に本人に通知されます。それから2週間以内に本人が内定を辞退すれば、事業者には犯罪歴は通知されません。本人が内定を辞退しなければ、事業者には、子どもと接しない業務に配置するなどの対応が求められます。

アスカ 照会される性犯罪歴の対象は、

内定者に限定

浮島 不同意わいせつ罪など性犯罪の前科だけでなく、痴漢や盗撮といった自治体の条例違反も含まれます。照会できる期間は、拘禁刑の場合は刑終了から20年、罰金刑では10年です。

32